

工賃・賃金実績について

工賃・賃金実績報告について

工賃・賃金実績報告は、就労継続支援事業所（A型、B型）に義務付けられています。

1 工賃(賃金)実績報告について

工賃(賃金)実績については、下記の内容に留意し、報告すること。

(1) 工賃(賃金)の範囲

ここでいう工賃(賃金)とは、工賃、賃金、給与、手当、賞与その他名称を問わず、事業者が利用者に支払うすべてのものをいう。 (以下略)

「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」

（平成19年4月2日付障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）

今年度（令和5年度実績）は、5月に報告を依頼しています。

皆さんの報告を元に、長崎県の平均工賃・賃金月額は算定されています。

令和4年度工賃・賃金実績（確定値）

	就労継続支援B型事業所		就労継続支援A型事業所	
	R4年度 (対前年比)	R3年度	R4年度 (対前年比)	R3年度
全国	17,031円 (103.2%)	16,507円	83,551円 (102.3%)	81,645円
長崎県	19,341円 (101.0%)	19,150円	94,909円 (103.0%)	92,131円
全国順位	12位	11位	5位	6位

厚労省公表データは↓

<https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2024/03/1710460902.pdf>

平均工賃月額の見直し（B型）

平均工賃月額の見直し

- 障害特性等により、利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、平均利用者数を用いた新しい算定式を導入する。

【現行】

- 前年度の平均工賃月額の見直し方法は以下のとおり。
 - ア 前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出
 - イ 前年度に支払った工賃総額を算出
 - ウ 工賃総額(イ)÷工賃支払対象者の総数(ア)により1人当たり平均工賃月額を算出
- ※ただし、障害基礎年金1級受給者が半数以上いる場合は、算出した平均工賃月額に2千円を加えた額を報酬算定時の平均工賃月額とする。

【見直し後】

【新算定式】

$$\text{年間工賃支払総額} \div (\text{年間延べ利用者数} \div \text{年間開所日数}) \div 12 \text{ 月}$$

※ 上記算定式の導入に伴い、現行算定方式における除外要件は廃止 31

例えば・・・

年間総工賃支給額が 8,000,000円
年間延べ利用者数が 4,200人 (4/1 15人+4/2 17人...を足していく)
年間開所日数 300日

であれば

$$8,000,000 \div (4,200 \div 300) \div 12 = \underline{47,619\text{円}} \leftarrow \text{平均工賃月額}$$

※重度者支援体制加算（I）を算定している場合は、上記の平均工賃月額に2,000円を加えた額を

就労継続支援B型サービス費を算定する際の平均工賃月額とすることができます。 49,619円

この算定方式の導入によって、現行算定方式における除外要件（月の途中で利用開始・終了、入退院したものや1カ月以上のケガや流行性疾患により連続1週間以上利用できなくなったもの、複数の日中活動に係る障害福祉サービス利用しているもの、人工透析など毎年かつ毎週1回以上引き続き通院する必要があるもの）は廃止されます。

平均工賃月額の算定方法の見直し（B型）

【開所日数について】

工賃の支払いが生じる生産活動の実施日 = ○開所日数とする

レクリエーションや行事等生産活動を目的としない日 = ×開所日として数えない

※ただし、地域のバザー等の行事で利用者が作成した生産品等を販売した場合に関しては、開所日として算定して差し支えない。

【「前年度における開所日1日あたりの平均利用者数」の小数点の取扱】

「前年度における開所日1日当たりの平均利用者数」前年度の延べ利用者数 ÷ 前年度の年間開所日数

小数点第1位までを算出する。小数点第2位以降もある場合は小数点第2位以下を切り上げる。

例：14.619人の場合 ⇒ 14.7人

【平均工賃月額の小数点】

円未満を四捨五入する。

例：47619.4円の場合 ⇒ 47619円

26666.6円の場合 ⇒ 26667円

令和5年度工賃・賃金実績（速報値）

算定方法の見直しもあり

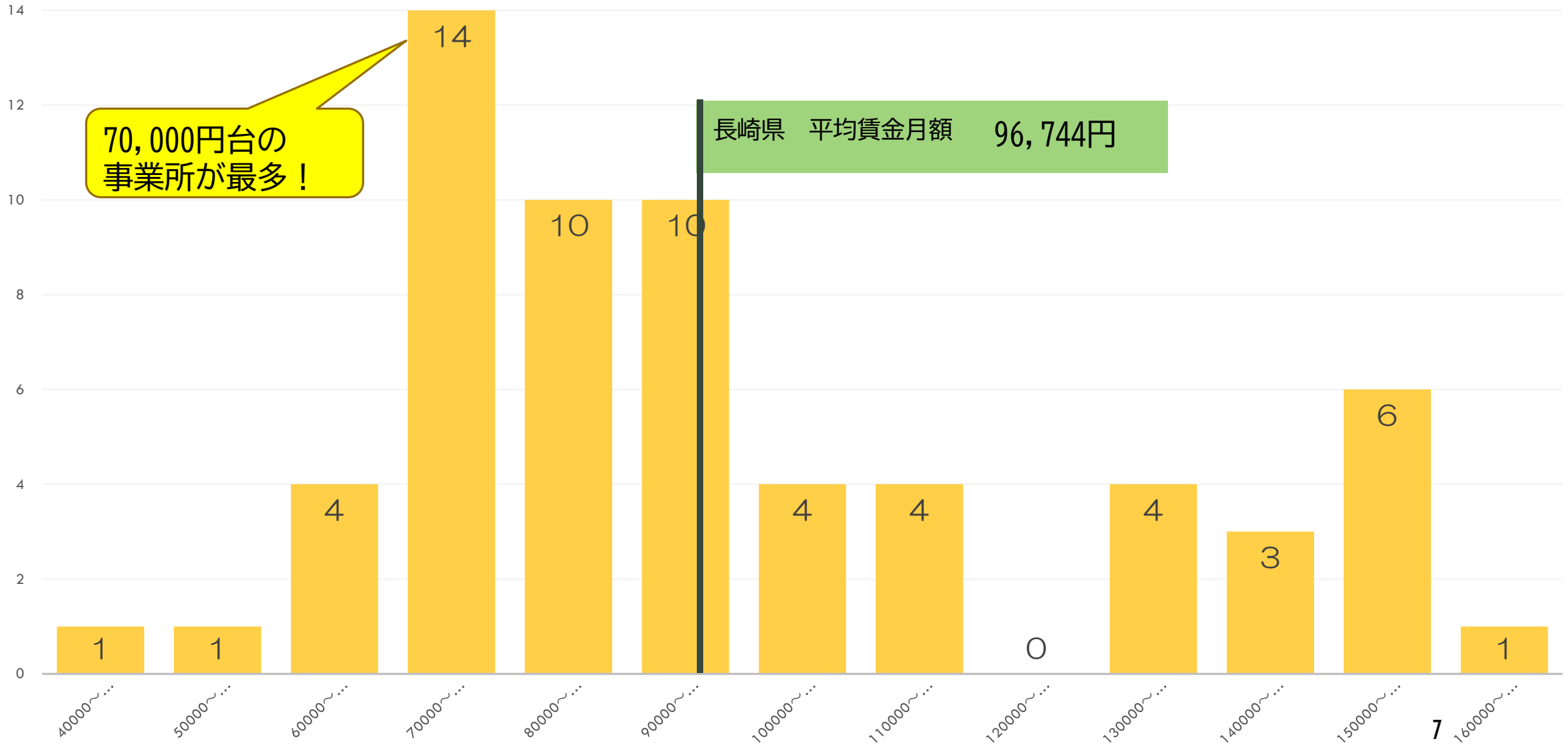
前年度比 **+5,803円**

	就労継続支援B型事業所		就労継続支援A型事業所	
	R5年度 (対前年比)	R4年度	R5年度 (対前年比)	R4年度
全国		17,031円		83,551円
長崎県	25,144円 (130.0%)	19,341円	96,744円 (101.9%)	94,909円
全国順位		12位		5位

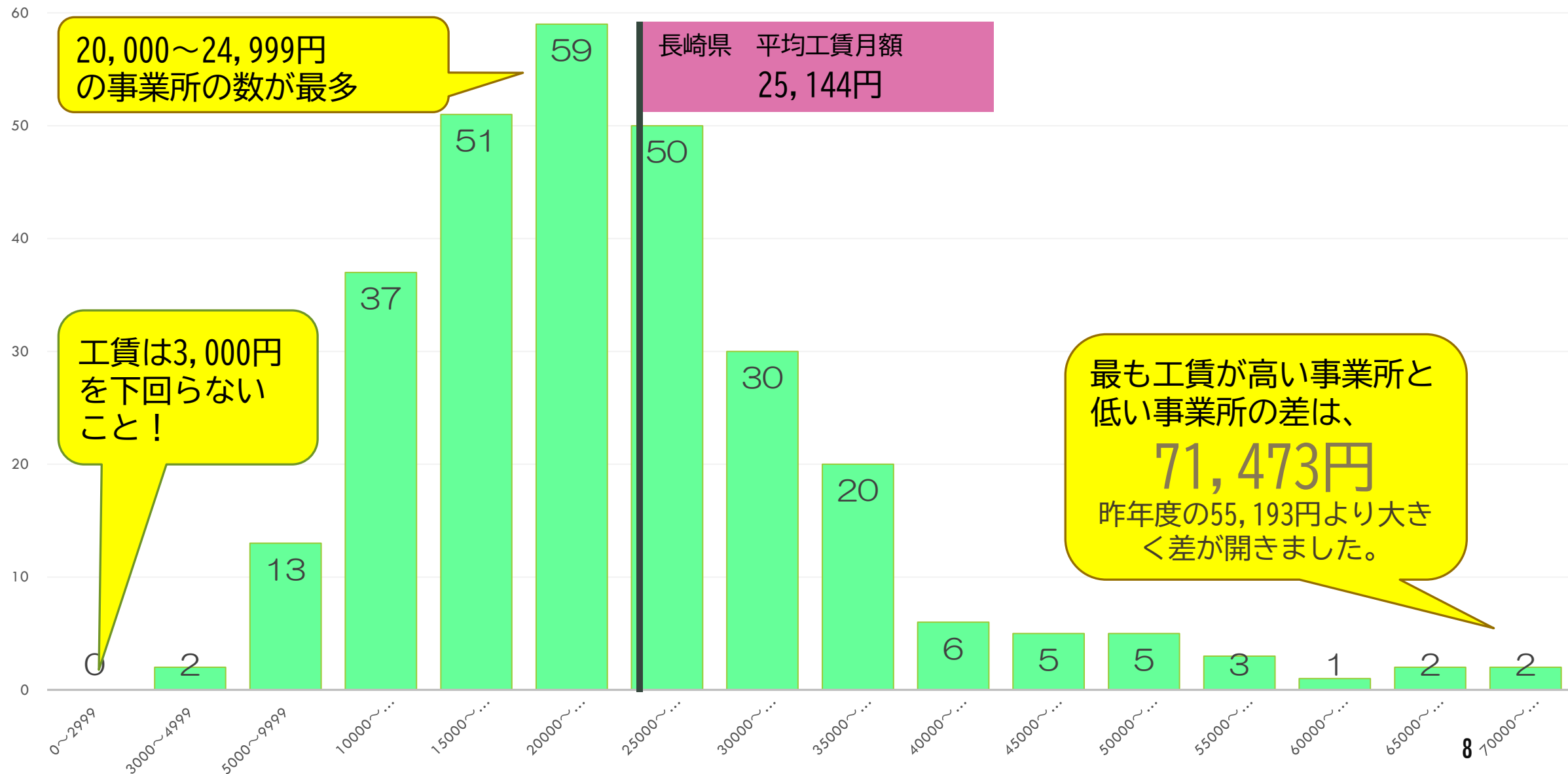
前年度比
+1,835円

※現在、厚労省にて集計等作業中のため、今後速報値から変更となる可能性もあります。

令和5年度賃金実績（A型雇用型）事業所分布



令和5年度工賃実績（B型）事業所分布



令和5年度 市町別平均工賃月額（B型）

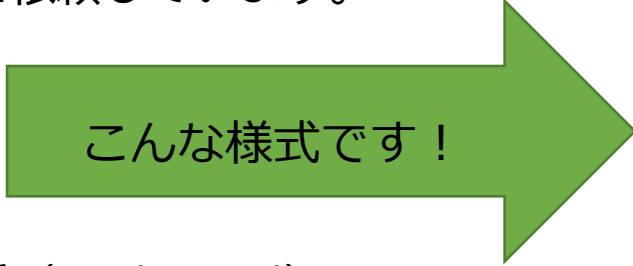
市町名	事業所数	平均工賃月額	順位	市町名	事業所数	平均工賃月額	順位
長崎市	51	22,122.8	13	西海市	6	16,201.7	19
佐世保市	57	28,824.6	4	雲仙市	14	29,062.2	3
島原市	10	24,647.7	8	南島原市	14	29,761.0	2
諫早市	35	26,244.5	5	長与町	8	18,256.2	18
大村市	25	18,863.6	17	時津町	4	15,554.3	20
平戸市	9	24,235.3	9	東彼杵町	4	23,133.8	11
松浦市	9	25,664.2	7	川棚町	4	21,837.0	14
対馬市	4	19,917.5	16	波佐見町	4	33,512.3	1
壱岐市	4	20,394.8	15	佐々町	10	26,164.4	6
五島市	11	22,625.4	12	新上五島町	3	23,911.8	10

※小値賀町はB型事業所なし

障害福祉サービス事業所利用者の 一般就労への移行調査

一般就労移行調査について

今年度（令和5年度実績）は、5月に報告を依頼しています。



対象サービス：就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）
生活介護、自立訓練（生活、機能）、宿泊型自立訓練

皆さんの報告を元に、長崎県の一般就労移行者数は算出されています。

※もし、まだ提出していない事業所があれば、
早急に提出をお願いします。
(実績なしでも報告をお願いします)

自立就労支援班就労担当(shougai-shuuro@pref.nagasaki.lg.jp)あて 6月28日(金)までにメールにてお送りください。 令和6年3月31日時点の定員を記載

「障害福祉サービス事業所の一般就労等に関する調査」

法人種別		法人名	
事業所種別(サービス)		事業所名	定員 名
事業所住所	(ここに市町以下の住所を記入してください)		
担当者名	TEL	mail	

【留意事項】
 ①事業所種別(サービス)ごとに調査票ファイルを分けてください(シートではなくファイル自体を分けてください)。
 ※複設事業所の場合もサービス毎にファイルを分けてください(例:A型/B型の多機能型であれば、「1つずつファイル作成」)
 ②本調査は、令和5年度中に民間企業や事業所等への就労を対象としており、福祉施設への福祉的就労は除きます。
 (就労継続支援A型事業所への移行も対象です。)
 ③一般就労された方がいない場合も、必ず(0人)でご回答をお願いします。

設問1. 令和5年度中に、貴事業所から企業等へ一般就労された方は何人いますか。→ 人
 また、下記表に一般就労された方の内訳人数(障害区分・程度、男女別、年齢別等)の記入をお願いします。
 常用雇用された方がいる場合は、常用雇用者の数の欄にも人数を記入してください。
 また、令和5年度中に一般就労された方の、令和6年3月31日までの就労継続期間について、内訳人数を記入してください。
 ※一般就労とは、1ヶ月以上の雇用契約で就労した者。実際に雇用契約期間以内に離職した者もカウントする。
 ※常用雇用とは、①週の労働時間が20時間以上かつ②雇用期間が6ヶ月以上(見込み)かつ③雇用保険の被保険者が該当する。
 ※就労継続期間別の数は、令和5年度中に一般就労に移行した方について、令和6年3月31日までの就労継続期間毎に入力する。
 (常用・非常用を問わず一般就労へ移行した者全員の内訳を入力する。)
 例: R5.10.11に一般就労に移行し、R6.2.28で退職した方は「3ヶ月以上6ヶ月未満」に該当。現在も継続している場合は、R6.3.31時点で6ヶ月に達しているため、「6ヶ月以上」に該当する。

障害区分	障害程度	一般就労者男女別(人)		一般就労者年齢別(人)					左記一般就労者のうち常用雇用者の数(人)	左記一般就労者の就労継続期間別の数(人) (就職日～R6.3.31までの状況)			
		男	女	10代	20代	30代	40代	50代超		1ヶ月未満	3ヶ月以上 6ヶ月未満	6ヶ月以上 1年以上	6ヶ月以上
知的	A1												
	A2												
	B1												
	B2												
身体	1級												
	2級												
	3級												
	4級												
	5級												
	6級												
精神	1級												
	2級												
	3級												
	その他												
発達障害													
高次脳機能障害													
難病													
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※精神障害者の方で、手帳をお持ちでない方は、その他の欄にご記入ください。
 ※発達障害、高次脳機能障害、難病については、手帳所持者でない方の人数を記入してください。
 ※障害区分が複数ある方については、主な障害を1つあげてください。

設問2. 上記1の就労者のうち、各支援機関からの支援や制度を利用した方、事業所単独の支援のみの方、継続等利用者自身で就職された方、それぞれ何人いますか。(重複回答可) (単位:人)

障害区分	①npo-ワークの紹介	②ジョブコーチ	③トライアル雇用	④委託訓練	⑤就業・生活支援センター	⑥事業所単独	⑦利用者自身
知的							
身体							
精神							
発達障害							
高次脳機能障害							
難病							

設問3. 令和5年度中の一般就労者の就職先についてご記入ください。
 ※企業(会社)名は支障があれば、未記載でもかまいません。
 ※業種、職種については、厚生労働省が定める選択肢から適当なものを選択してください。
 各項目の詳細については、
 業種:産業分類(<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujuhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000105003.pdf>)、
 職種(<https://www.mhlw.go.jp/content/10700000/000513179.pdf>)を参照ください。

No	企業(会社)名 ※任意	業種(会社の業務内容)	職種(本人の仕事内容)	障害区分	障害程度	男女別	常用雇用
1							
2							

※計欄は自動計算式が入っているため入力不可。

令和5年度 一般就労移行実績

●令和5年度中に障害福祉施設から企業等へ一般就労した障害者数 **242人**
 (対前年度比122%)

●一般就労者の過去5カ年の平均… **182人**

種別	R元年度		R2年度		R3年度		R4年度		R5年度	
	就労者数	うち常用	就労者数	うち常用	就労者数	うち常用	就労者数	うち常用	就労者数	うち常用
知的	64	47	36	27	44	33	56	37	49	28
身体	26	22	5	3	15	12	19	16	27	21
精神	102	71	70	43	77	41	118	82	160	108
その他	1	0	11	0	20	9	6	8	6	6
合計	193	140	122	73	156	95	199	147	242	163

令和5年度に一般就労移行した人の状況①

サービス種別	男女別		年齢別					障害区分 障害程度																
	男 人	女 人	10 代 人	20 代 人	30 代 人	40 代 人	50 代超 人	知的				身体						精神				発達	高次脳	難病
								A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	その他			
①就労移行支援	33	23	1	25	11	9	10	0	1	1	15	3	1	1	1	0	0	1	6	17	4	4	0	1
②就労継続支援A型	49	38	0	14	31	19	23	0	0	1	5	2	0	3	0	1	2	0	21	49	2	0	0	1
③就労継続支援B型	46	43	1	28	26	15	19	0	2	9	14	2	5	0	3	1	0	1	23	17	12	0	0	0
④生活介護	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
⑤自立訓練（生活訓練）	5	0	1	0	1	1	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0
⑥自立訓練（機能訓練）	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦宿泊型自立訓練	3	0	0	2	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0
合計	138	104	3	69	69	47	54	0	3	11	35	8	7	4	4	2	2	2	53	85	20	4	0	2

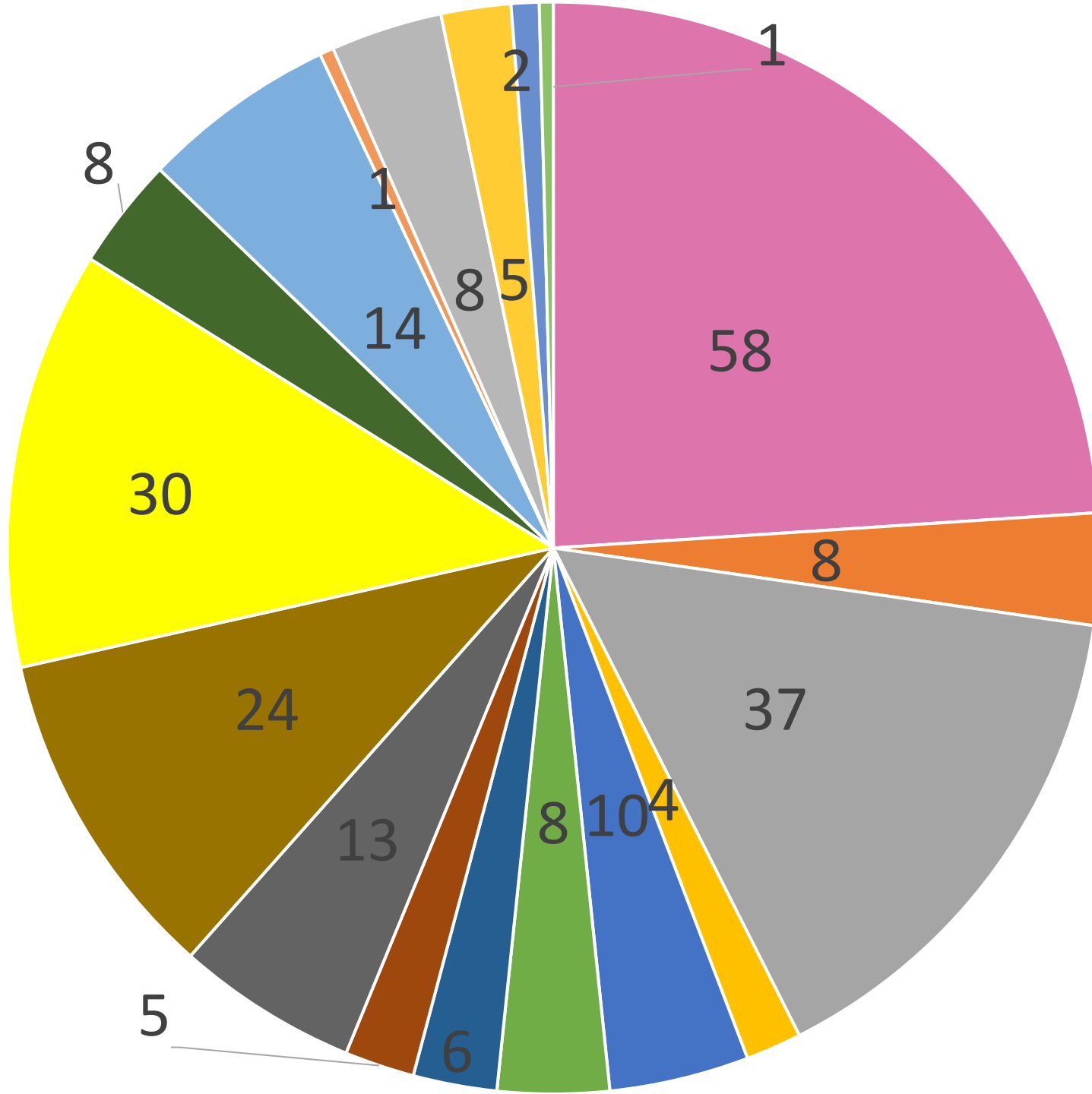
令和5年度に一般就労移行した人の状況②

サービス種別	R5就労		事業所の所在市町 ※利用者の支給決定市町ではありません																			
	人	うち 常用雇 人	長 崎 市	佐 世 保 市	島 原 市	諫 早 市	大 村 市	平 戸 市	松 浦 市	対 馬 市	吉 岐 市	五 島 市	西 海 市	雲 仙 市	南 島 原 市	長 与 町	時 津 町	東 彼 杵 町	川 棚 町	波 佐 見 町	佐 々 町	新 上 五 島 町
①就労移行支援	56	38	20	11		5	15															5
②就労継続支援A型	87	75	53		3	24						1				1	5					
③就労継続支援B型	89	49	25	23	1	11	9	2	1	2		3	1		3	5				1	2	
④生活介護	1	0					1															
⑤自立訓練（生活訓練）	5	0	4			1																
⑥自立訓練（機能訓練）	1	1	1																			
⑦宿泊型自立訓練	3	0	3																			
合計	242	163	106	34	4	41	25	2	1	2	0	4	1	0	3	6	5	0	0	1	2	5

令和5年度に一般就労移行した人の状況③

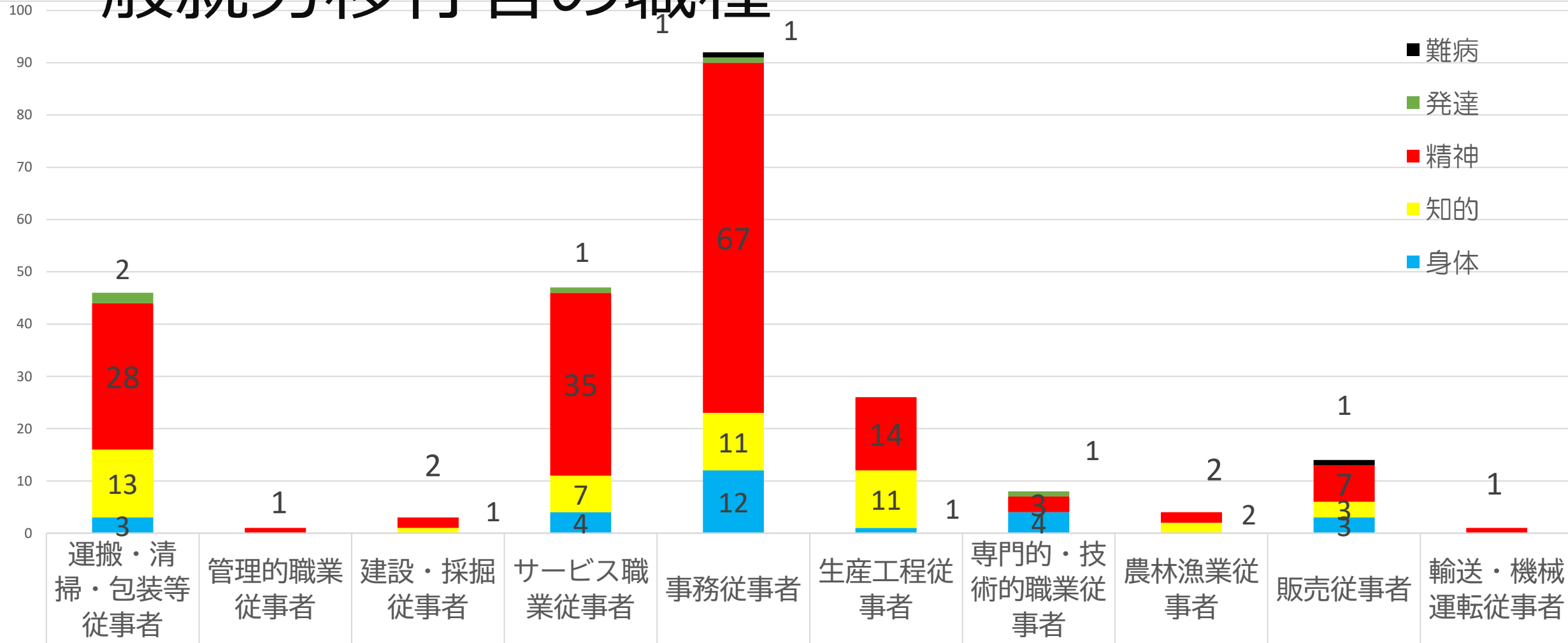
	男女別		年代別					障害程度別					
	男	女	10代	20代	30代	40代	50代 以上	A1 1級 1級	A2 2級 2級	B1 3級 3級	B2 4級 その他	— 5級 —	— 6級 —
知的	24	25	2	24	13	9	1	0	3	11	35	—	—
身体	16	11	0	6	3	6	12	8	7	4	4	2	2
精神	92	68	1	36	51	31	41	2	53	85	20	—	—
発達	4	0	0	3	1	0	0	—	—	—	4	—	—
難病	2	0	0	0	1	1	0	—	—	—	2	—	—
合計	138	104	3	69	69	47	54	10	63	100	65	2	2

一般就労移行者の業種



- 医療・福祉 58 **1位**
- 運輸業・郵便業 8
- 卸売業・小売業 37 **2位**
- 学術研究・専門・技術サービス業 4
- 教育・学習支援業 10
- 金融業・保険業 8
- 建設業 6
- 公務（他に分類されるものを除く） 5
- サービス業（他に分類されないもの） 13
- 宿泊業・飲食サービス業 24 **4位**
- 情報通信業 30 **3位**
- 生活関連サービス業・娯楽業 8
- 製造業 14 **5位**
- 電気・ガス・熱供給・水道業 1
- 農業・林業 8
- 複合サービス事業 5
- 不動産業・物品賃貸業 2
- 分類不能の産業 1

一般就労移行者の職種



	運搬・清掃・包装等従事者	管理的職業従事者	建設・採掘従事者	サービス職業従事者	事務従事者	生産工程従事者	専門的・技術的職業従事者	農林漁業従事者	販売従事者	輸送・機械運転従事者
■ 難病					1				1	
■ 発達	2			1	1		1			
■ 精神	28	1	2	35	67	14	3	2	7	1
■ 知的	13		1	7	11	11		2	3	
■ 身体	3			4	12	1	4		3	